

高膨脹泡消火装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

高膨脹泡消火装置に関する事項

改正理由

火災安全設備のための国際コード（FSS Code）6 章に規定される固定式高膨脹泡消火装置に関する要件は、当該消火装置により保護する区域の外部に泡発生機が設置されることを想定したものとなっている。しかしながら近年、泡発生機を保護する区域内に設置する高膨脹泡消火装置が多くの船舶に採用されていることから、IMO の防火小委員会において、前述の消火装置に対する承認指針が検討されることとなった。

その結果、2008 年 5 月に開催された第 84 回海上安全委員会（MSC84）において、保護する区域内の空気を使用する高膨脹泡消火装置に関する承認指針が承認され、MSC.1/Circ.1271 として回章されていることから、今般、保護する区域の内部で泡を発生させる泡消火装置について適切な要件を適用すべく、関連規定を改めた。

改正内容

高膨脹泡消火装置について、

- (1) 保護する区域の内部で泡を発生させる泡消火装置について、別に定める要件による旨を規定した。
- (2) 保護する区域の内部の空気を使用して泡を発生させる泡消火装置については MSC.1/Circ.1271 による旨を規定した。